

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後における予算の確保を求める意見書

近年の気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、着実な治水事業の推進に加えて、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が流域全体で行う治水、いわゆる「流域治水」へと転換を図り、施策や手段を適切に組合せて充実・加速化し、治水安全度を向上させていくことが必要である。

今年1月頃より発生した新型コロナウイルス感染症の状況は、増加する要因と減少する要因とがきつ抗しており、いつ拡大してもおかしくない状態であるため、現在、必要な対策を進めているところである。一方で九州地方を中心とした令和2年7月豪雨による災害が発生するなど、自然災害は待つてはくれない。

このような中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」をはじめとした国費を活用し、人命を守ることを最優先に、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を効率的に組み合わせた防災・減災対策にあっては、今後も継続的な取り組みが求められているところである。

よって、国におかれては、地方公共団体が取り組む、防災・減災の取り組みを充実・強化していくための、必要となる予算・財源を安定的に確保し、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後の予算措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月4日

大阪府南河内郡河南町議会